

政策体系	政策No.	2	政策名	自然にやさしいまちづくり			施策主管課	環境衛生課			
	施策No.	3	施策名	循環型社会の形成	重点施策		施策主管課長名	越口 哲也			
施策関係課名	廃棄物対策監、企画政策課、衛生施設課、農林水産政策課、農政畜産課、商工振興課、下水道課										
1 基本計画期間(平成20年度～平成24年度)における施策の方針											
循環型社会の形成を図るため、市民、事業所、行政が協働し役割を分担しながら、廃棄物の発生抑制(リデュース)、部品等の再使用(リユース)、使用済み製品等の原材料としての再利用(リサイクル)の3R及び廃棄物の適正処理を推進し、環境への負荷を低減する。											
2 施策の目的と成果把握											
対象 (この施策は、誰、何を対象としているのか)				市民 通勤・通学者、観光客							
対象指標 (対象の大きさを表す指標)		単位	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
A	人口	人	見込み値	127,871	128,128	128,383	128,640	128,868	129,098		
			実績値	127,773	127,450	127,662					
B	事業所数	事業所	見込み値		4,150		4,100		4,050		
			実績値	4,527	4,527	4,527					
C			見込み値								
			実績値								
意図 (この施策によって対象をどう変えるのか)				循環型社会の形成を推進する 環境に対する意図は循環型社会の形成 = 環境負荷が少なく持続的発展が可能となる「3R」 ごみは出さない 出したごみはできるだけ利用する どうしても利用できないごみはきちんと処分する							
成果指標 (意図の達成度を表す指標)				目標達成(105%以上)		目標をほぼ達成(95%～105%未満)			目標を未達成(95%未満)		
				単位	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
A	市民一人当りのごみの排出量	g / 人日	成り行き値	950	950	950.0	950	950	950		
			目標値	950	940	930	920	910	900		
			実績値	971	939	937					
			達成率	98%	100%	99%					
			結果								
B	リサイクル率	%	成り行き値	20.8	20.8	20.8	20.8	20.8	20.8		
			目標値	21.5	22.2	23.0	23.7	24.5	25.0		
			実績値	18.7	17.2	15.6					
			達成率	87%	77%	68%					
			結果								
C			成り行き値								
			目標値								
			実績値								
			達成率								
			結果								
D			成り行き値								
			目標値								
			実績値								
			達成率								
			結果								
E			成り行き値								
			目標値								
			実績値								
			達成率								
			結果								
成果指標の測定方法 (実際にどのように実績を把握するか)				平成24年度の目標値設定の考え方							
<p>・A...市民一人当りのごみの排出量 市民が出すごみの減量が進んでいるかを示す指標として設定。 ごみ処理施設に搬入されたごみの総量を市民一人一回あたりの搬入量に按分 当該年度の数値は市が調査した速報値となります。 次年度、環境省報告により数値が変動する場合があります。</p> <p>・B...リサイクル率 出したごみができるだけ利用することができたかを示す指標として設定。 リサイクルされたごみの量(処理施設におけるごみの搬入量・搬出量から把握) 廃棄物処理事業実態調査(環境省)から記載(前年度分)。 当該年度の数値は市が調査した速報値となります。 次年度、環境省報告により数値が変動する場合があります。</p>				A	・「市民一人当りのごみの排出量」については、さらなるごみ減量を推進するため、平成18年度比で約5%減の900g/人日を目指す。						
				B	・「リサイクル率」については、平成22年度における国の目標値である24%に準じた目標値を設定する。						
				C							
				D							
				E							

3 基本計画期間で解決すべき施策の課題(総合計画書より)

・廃棄物の発生抑制、資源の再使用(リターナブルびんの導入・活用等)及びリサイクル(生ごみ、し尿汚泥、下水道汚泥の堆肥化等)を推進することにより、廃棄物の減量化を進め、廃棄物処理に係る経費節減と処理施設への負荷軽減を図る必要があります。・マイホームやアパート・マンションの新築増に伴うごみステーション増を抑制し、ごみ収集運搬業務の経費節減や効率化を図る必要があります。
 ・不法投棄を防止するため、関係機関・団体等と連携し、啓発・指導を強化していく必要があります。
 ・一般廃棄物管理型最終処分場の早期整備を図り、廃棄物の適正かつ安定的な処理体制を構築する必要があります。
 ・ごみ処理施設、し尿処理施設及び一般廃棄物管理型最終処分場の一般廃棄物処理施設については、周辺地域に影響を及ぼすことがないよう関係法令に定める環境基準を遵守しながら適正管理に努めるとともに、これらの施設の処理能力を安定的に確保していく必要があります。

4 施策の特性・状況変化・住民意見等

この施策の役割分担をどう考えるか(協働による市民と行政の役割分担)

ア)行政の役割 (市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)	イ)市民(住民、事業所、地域、団体等)の役割
・廃棄物の収集及び効率的な処理体制の確立。 ・廃棄物の抑制とリサイクルの推進。 ・ごみ分別・排出ルール・資源ごみリサイクルの住民への周知・徹底。(転入者、新設アパート・マンション等入居者、自治会未加入者に対するごみの適正処理の徹底。) ・ポイ捨てや不法投棄防止及び喫煙マナー等向上に対する住民への意識高揚や啓発活動並びに道義高揚運動の推進。	市民 ・ごみの発生抑制に努める(普段からできるだけごみを減らすように心がける。ごみになるようなものを買わない。製品寿命の長い物を買って、使い捨て製品はなるべく買わない。賞味期限内に食べきる。物を大切にし、壊れた物は修理して長く使う。買い物にはマイバッグ等の袋を持参する。) ・再使用やリサイクルに努める(使った後、リサイクルできる商品や詰め替えできる商品を買う。エコマーク、グリーンマークなどの表示のある環境にやさしい商品を買う。リサイクル商品やリサイクルショップを積極的に活用する。)

施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

・容器包装リサイクル法が次のような基本的方向に沿って改正され、平成19年度から段階的に施行された。
 3R推進の基本原則に基き、排出抑制と再使用を更に推進する循環型社会構築の推進。
 容器包装のリサイクルに要する社会全体のコストの効率化。
 容器包装廃棄物の3Rの推進に係る国・自治体・事業者・国民・NPO等のすべての関係者の積極的な協働。
 これに伴い、容器包装廃棄物の排出抑制の促進、容器包装を中心とする資源ごみの分別排出・分別収集・リサイクルの一層の徹底が求められる。
 ・平成19年度に霧島市環境美化条例(ポイ捨て禁止等)が制定された。

この施策に対して市民(対象者、納税者、関係者等)、議会からどのような意見や要望が寄せられているか?

・国分・隼人地区の住民や自治会役員からアパート・マンション等入居者や自治会未加入者の一部住民のごみ出しマナーが悪いので、ごみ出しルールの周知、適正処理の徹底並びに自治会加入促進の要望があった。
 ・マイバッグ持参運動の一体的推進についての要望が平成18年9月にあった。

5 施策の現状

平成21年度施策の取組方針	平成21年度施策の取組方針の達成状況
廃棄物の減量化を進め、廃棄物処理に係る経費節減と処理施設への負荷軽減を図るために、廃棄物の発生抑制、資源の再使用(リターナブルびんの導入・活用等)及びリサイクル(生ごみ、し尿汚泥、下水道汚泥の堆肥化等)を推進する。 廃棄物の適正かつ安定的な処理体制を構築するため、一般廃棄物管理型最終処分場の早期整備を図る。 一般廃棄物を適正に処理するため、一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設、し尿処理施設及び一般廃棄物管理型最終処分場など)の処理能力を安定的に確保し、また、周辺地域の環境に影響を及ぼすことがないよう、関係法令に定める環境基準を遵守しながら適正管理に努める。	隼人地区についてモデル地区を導入し、生ごみの分別収集を開始した。 一般廃棄物管理型最終処分場の立地可能性調査を開始した。 始良郡西部衛生処理組合に処理を委託していた溝辺地区のし尿及び浄化槽汚泥を市の処理場で処理することにより、経費節減に努めた。 安定型最終処分場の開場日等の見直しを行い、経費節減・適正処理に努めた。

平成21年度施策の目標値と実績値の比較

目標達成	105%以上			
目標をほぼ達成	95%~105%未満			
目標を未達成	95%未満			
平成21年度成果指標				
目標値	実績値	達成率	結果	
A	930	937.0	99.0%	
B	23.0	15.6	68.0%	
C				
D				
E				

平成21年度施策の成果指標の達成状況及び要因

A. 市民一人一日当りのごみの排出量は、実績値は平成20年度に比べ、2gの減少し、平成21年度目標をほぼ達成することができた。
 その要因は、
 ・新聞の自主回収が積極的に行われたことで、1人当たりのごみ排出量が減少したと考えられる。
 ・リサイクル法の改正により、外食産業の事業系ごみが減少したと推測される。
 ・家庭からごみを排出しない取組が浸透してきている。
 B. リサイクル率については、平成20年度に比べ1.6ポイント減少し、目標を達成することができなかった。その要因は、資源化の量を多く占める紙類と熔融スラグ(廃棄物を高温で熔融して冷却、固化したもの)の資源化量が、平成18年度から平成21年度にかけて著しく減少していることが要因と考えられる。

基本事業の目標達成度(平成21年度目標と実績との比較)	=すべての目標値を達成	=一部の目標値を達成	x=すべての目標値を未達成
	リサイクル等の推進		廃棄物処理施設の整備・管理
	廃棄物の適正処理の推進		
	不法投棄の防止		

6 平成22年度の施策の取組方針 (昨年度マネジメントシートより) | **7 平成23年度に向けた施策の課題・方向性**

生ごみのリサイクル推進にモデル的に取り組み、市民への意識啓発及びリサイクル体制の構築を図ることとする。 可燃ごみの収集運搬の効率化を進める。 事業系ごみについて、適切に分別排出	廃棄物の減量化を進め、廃棄物処理に係る経費節減と処理施設への負荷軽減を図るために、廃棄物の発生抑制、資源の再使用(リターナブルびんの導入・活用等)及びリサイクル(生ごみ、し尿汚泥、下水道汚泥の堆肥化等)を推進する。【継続】 ごみ収集運搬業務の経費節減や効率化を図るために、マイホームやアパート・マンションの新築増に伴うごみステーション増を抑制する。【継続】 不法投棄を防止するため、関係機関・団体等と連携し、啓発・指導を強化していく。【継続】 廃棄物の適正かつ安定的な処理体制を構築するため、一般廃棄物管理型最終処分場の早期整備を図る。【継続】 一般廃棄物を適正に処理するため、一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設、し尿処理施設及び一般廃棄物管理型最終処分場など)の処理能力を安定的に確保し、また、周辺地域の環境に影響を及ぼすことがないよう、関係法令に定める環境基準を遵守しながら適正管理に努める。【継続】
--	---

基本事業	2-3-1	基本事業名	リサイクル等の推進	基本事業 主担当課	環境衛生課
------	-------	-------	-----------	--------------	-------

1 基本事業の目的、取組み方針

基本計画期間における取組み方針 (総合計画書より)	
・地域における分別収集活動の活性化のための支援を行う。 ・一般家庭や事業所から出る生ごみや、し尿処理施設・下水道処理施設から生じるし尿・汚泥の堆肥化を推進する。 ・環境保全協会、地区自治公民館等と協力・連携して、一般家庭におけるごみの分別排出のさらなる徹底、消費者の買い物袋の持参、環境に配慮した商品の購入等、ごみの排出抑制、資源の循環利用に係る普及啓発を行う。 ・環境保全協会と連携して、小売店等における過剰包装の抑制や、リターナブル容器の利活用、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用・販売等の啓発を行う。 ・市役所自らが多量にごみを排出する事業者として、ごみの減量や資源の循環利用に積極的に取り組む。 ・ごみの排出を抑制し、再利用やリサイクルへの誘導を促進するため、適正な処理費用の負担について調査・研究を行う。	
対象	・家庭から出るごみ ・事業所から出るごみ
意図	・適切に分別を行う。 ・リサイクルされる。

2 基本事業の指標等の推移

成果指標名	単位	成果指標の測定方法	数値区分	目標達成 (105%以上)		目標をほぼ達成 (95% ~ 105%未満)			目標を未達成 (95%未満)	
				19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年度)	
A 資源ごみの分別や資源物回収への協力をしている市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	88.7	88.7	88.7	88.7	88.7	88.7	88.7
			目標値	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	
			実績値	91.3	93.1	94.8				
			達成率	101%	103%	105%				
			結果							
B			成り行き値							
			目標値							
			実績値							
			達成率							
			結果							
C			成り行き値							
			目標値							
			実績値							
			達成率							
			結果							
D			成り行き値							
			目標値							
			実績値							
			達成率							
			結果							

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠

資源ごみの分別や資源物回収への協力をしている市民の割合は、良好な水準で推移しており、今後、意識啓発を進めることで高い水準を維持することを基本とした。

4 平成21年度基本事業の取組方針

家庭系ごみの分別や資源物回収への浸透を図る。

事業系ごみの適正処理・リサイクル等の推進や事業所の意識高揚に対する啓発活動が充分ではないので、今後、力を入れる必要がある。

5 平成21年度基本事業の取組方針の達成状況

家庭系のごみについては、資源ごみの分別や資源物回収への協力が浸透してきたこともあり、市民意識調査でも高い結果となった。
事業系ごみの適正処理・リサイクル等の推進を図るため、引き続きホームページ等での啓発活動を行った。

6 平成21年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因

資源ごみの分別や資源物回収への協力をしている市民の割合は、平成20年度に比べ1.7ポイント増えている。
その要因は、
・資源ごみの分別や資源物回収への協力が浸透してきていることが考えられる。

7 平成22年度基本事業の取組方針

家庭系ごみの生ごみリサイクル推進を図り、モデル事業による費用対効果の検証を行う。

8 平成23年度に向けた基本事業の課題・方向性

地域における分別収集活動の活性化のための支援を行う。【継続】
一般家庭や事業所から出る生ごみの資源化を更に推進する。【継続】
環境保全協会、地区自治公民館等と協力・連携して、一般家庭におけるごみの分別排出のさらなる徹底、消費者の買い物袋の持参、環境に配慮した商品の購入等、ごみの排出抑制、資源の循環利用に係る普及啓発を行う。【継続】
環境保全協会と連携して、小売店等における過剰包装の抑制や、リターナブル容器の利活用、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用・販売等の啓発を行う。【継続】
市役所自らが多量にごみを排出する事業者として、ごみの減量や資源の循環利用に積極的に取り組む。【継続】

基本事業	2-3-2	基本事業名	廃棄物の適正処理の推進	基本事業 主担当課	環境衛生課
------	-------	-------	-------------	--------------	-------

1 基本事業の目的、取組み方針	
基本計画期間における取組み方針 (総合計画書より)	
<ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすいごみ出しカレンダーの作成・配布等により、一般家庭におけるごみの分け方・出し方を周知徹底する。 ・市で処理できない廃棄物(廃家電4品目、廃パソコン、在宅医療廃棄物、農薬、自動車、バイク、消火器等の処理困難廃棄物等)の適正処理について指導・啓発を行う。 ・自治会等が管理するごみステーションの新設・改良に対して支援を行う。 ・ごみステーションの増設を抑制するとともに、効率的な収集・運搬体制を検討・構築し、家庭系ごみの収集・運搬コストの削減に努める。 ・事業所等に対し、事業系ごみの分別排出の促進に関する啓発を行う。 ・一般廃棄物収集・運搬許可業者への指導等を通じて、円滑かつ適正な事業系ごみの収集・運搬を確保する。 ・災害時のごみ処理を迅速かつ適正に行うため、「霧島市地域防災計画」に基づき災害廃棄物の処理体制を整備・確保する。 	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭から出るごみ ・事業所から出るごみ
意図	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化と適正排出される。 ・適正に収集、運搬、処理される。

2 基本事業の指標等の推移		目標達成 (105%以上)		目標をほぼ達成 (95% ~ 105%未満)			目標を未達成 (95%未満)		
成果指標名	単位	成果指標の測定方法	数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年度)
A ごみの減量化等に取り組んでいる市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0
			目標値	70.0	72.0	74.0	76.0	78.0	80.0
			実績値	78.0	81.6	79.8			
			達成率	111%	113%	108%			
B			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						
C			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						
D			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠
 一人一日当りのごみ排出量は、良好な水準で推移している。今後も行政、事業所、市民が連携して3Rやごみの適正化処理に係る普及啓発を行うとともに、具体的実践活動を推進することで、ごみ減量化等に取り組んでいる市民の割合の最終年度には、80%の水準に達することを前提条件としては、市民アンケート調査の「環境づくりに対する行動について」の項目で「実行していないが今後、実施したい」と回答した19.5%の市民の内、約半数の10%の成果向上を見込んだ。

4 平成21年度基本事業の取組方針	5 平成21年度基本事業の取組方針の達成状況
家庭系ごみを分別しやすいよう、分かりやすいごみの分け方・出し方を周知徹底する。 自治会が所有するごみステーションの整備等を支援する。 事業系ごみの分別排出・適正処理及び事業所等に対する啓発活動を促進していく必要がある。	ごみ出しカレンダーの見直しを行い、一般家庭での分別推進を図った。 環境保全協会と連携して、自治会が所有するごみステーションの新設・改良に対する補助を行った。 事業系ごみの適正処理・リサイクル等の推進を図るため、引き続きホームページ等での啓発活動を行った。

6 平成21年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因
 ごみの減量化等に取り組んでいる市民の割合は、平成20年度に比べ、1.8ポイント減少したものの、目標値は達成することができた。
 その要因は、
 ・一般家庭でのごみの分別が定着してきたことで、ごみの減量化に取り組んでいる市民が多くなっていると考えられる。

7 平成22年度基本事業の取組方針	8 平成23年度に向けた基本事業の課題・方向性
事業者に対し、事業系ごみの適正な分別排出を促す。 災害時のごみ処理を迅速かつ適正に行うため、「霧島市地域防災計画」に基づき災害廃棄物の処理体制を整備・確保する。	環境保全協会と連携して、自治会等が管理するごみステーションの新設・改良に対して支援を行う。【継続】 ごみステーションの増設を抑制するとともに、効率的な収集・運搬体制を検討・構築し、家庭系ごみの収集・運搬コストの削減に努める。【継続】 事業所等に対し、事業系ごみの分別排出の促進に関する啓発を行う。【継続】 一般廃棄物収集・運搬許可業者への指導等を通じて、円滑かつ適正な事業系ごみの収集・運搬を確保する。【継続】

基本事業	2-3-3	基本事業名 不法投棄の防止	基本事業 主担当課	環境衛生課
------	-------	------------------	--------------	-------

1 基本事業の目的、取組み方針

基本計画期間における取組み方針 (総合計画書より)	
・不法投棄を未然に防ぐため、環境保全協会、地区自治公民館、警察、保健所等の関係機関・団体と協力・連携して、道義高揚・マナーアップ等の啓発活動や環境パトロール等を行うとともに、違反者に対する指導の強化を図る。 ・不法投棄が多発する場所に不法投棄防止のための看板の設置を行う。	
対象	市民
意図	不法投棄をしない。

2 基本事業の指標等の推移

成果指標名		単位	成果指標の測定方法	目標達成 (105%以上)		目標をほぼ達成 (95% ~ 105%未満)			目標を未達成 (95%未満)	
				数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年度)
A	苦情および不法投棄等の件数	件	苦情処理簿	成り行き値	170	170	170	170	170	170
				目標値	160	155	150	140	130	120
				実績値	166	179	124			
				達成率	96%	85%	117%			
				結果						
B				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
C				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
D				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠

苦情及び不法投棄件数は、ほぼ横ばいで推移しているようである。今後も道義高揚、マナーアップ、環境美化等に係る啓発・実践活動を地域・職場ぐるみで盛り上げ、実効性を高めていくとともに、平成19年度に環境美化(ポイ捨て禁止等含む)条例を制定するなど、全市挙げて取り組むことで、最終年度には、平成18年度の164件から120件(10件/月)を目指すこととした。

4 平成21年度基本事業の取組方針

本市の生活環境美化条例や諸計画・施策等の実効性を高めつつ、引き続き、道義高揚やマナーアップに対する啓発活動を促進していく必要がある。

5 平成21年度基本事業の取組方針の達成状況

平成20年度から任命している環境美化推進員が環境パトロールを逐次行っていることで、不法投棄の防止が図られていると推測される。

緊急雇用対策により回収作業員を配置し、河川等の廃棄物等の除去を行った。

6 平成21年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因

苦情および不法投棄等の件数は平成20年度に比べ55件減少した。
その要因は
・平成20年度が、環境美化推進員配置の初年度であり、活動で不法投棄を多数発見したことで件数が多かった。平成21年度は不法投棄発見が少なくなったこと、その活動が市民へ伝わったことで不法投棄の抑制効果が現れたと考えられる。
・緊急雇用対策により回収員を配置し、廃棄物の除去を行ったことで、新たな不法投棄の未然防止につながったと推測される。

7 平成22年度基本事業の取組方針

環境美化推進委員と連携を図る。

8 平成23年度に向けた基本事業の課題・方向性

不法投棄を未然に防ぐため、環境保全協会、地区自治公民館、警察、保健所等の関係機関・団体と協力・連携して、道義高揚・マナーアップ等の啓発活動や環境パトロール等を行うとともに、違反者に対する指導の強化を図る。【継続】

不法投棄が多発する場所に不法投棄防止のための看板の設置を行う。【継続】

基本事業	2-3-4	基本事業名	廃棄物処理施設の整備・管理	基本事業 主担当課	環境衛生課
------	-------	-------	---------------	--------------	-------

1 基本事業の目的、取組み方針					
基本計画期間における取組み方針 (総合計画書より)					
・可燃ごみ等の中間処理(焼却)において発生する飛灰固化物を適正に処理するための一般廃棄物管理型最終処分場の整備を行う。 ・一般廃棄物(し尿・汚泥を含む。)の中間処理施設(民間施設を含む。)及び最終処分場については、周辺の環境に影響を与えないよう適正な運転管理を行うとともに、処理コストの削減に努める。					
対象	・一般廃棄物(ごみ・し尿) 「し尿」は浄化槽汚泥を含む ・一般廃棄物処理施設(リサイクル施設、焼却処理施設、最終処分場、し尿処理施設)	意図	・市域内で処理できる体制が整う。 ・適切に維持・管理される。 安いコストで基準を遵守しながら処理能力を安定的に確保すること。		

2 基本事業の指標等の推移		目標達成(105%以上)		目標をほぼ達成(95%~105%未満)			目標を未達成(95%未満)		
成果指標名	単位	成果指標の測定方法	数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年度)
A 市域外で処分される一般廃棄物の割合*リサイクルされる一般廃棄物を除く	%	施設における廃棄物の搬入・搬出量から把握	成り行き値	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4
			目標値	9.4	9.4	9.4	9.4	7.6	7.6
			実績値	9.4	10.2	1.9			
			達成率	100%	91%	180%			
			結果						
B 一般廃棄物処理施設の環境基準遵守率	%	施設の管理委託先の調査	成り行き値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
			目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
			実績値	100.0	100.0	100.0			
			達成率	100%	100%	100%			
			結果						
C 1t当たりの一般廃棄物処理コスト(建設改良費を除く)	千円/t	廃棄物処理事業実態調査(環境省)	成り行き値	11.0	11.0	11.0	11.0	12.0	12.0
			目標値	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0
			実績値	13.7	17.0	18.5			
			達成率	75%	45%	32%			
			結果						
D			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
			達成率						
			結果						

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠
A.平成18年度に廃棄物処理施設に搬入されたごみ44,426tのうち、約2,146tの飛灰固化物及び不燃残渣が市域外の最終処分場で埋立られている。また、市域内で発生したし尿75,476klのうち、溝辺地区分9,107klが市域外で処理されている。このため、一般廃棄物管理型最終処分場の整備を促進し、市域外で埋立処分している飛灰固化物等を約2,146t(平成18年度ごみ・し尿量119,902tの1.8%)をその一般廃棄物管理型最終処分場で処理することにより、市域外で処理される一般廃棄物の割合を9.4%から7.6%に低減していくことを目標とした。 B.一般廃棄物処理施設の環境基準遵守率については、現時点において、全ての処理施設が関係法令に定める環境基準をクリアしているが、今後もこれらの環境基準を全てクリアしていくことを目標とした。 C.一般廃棄物の処理コスト(建設改良費を除く)については、新たな廃棄物処理施設の建設に伴う維持管理費の増額等が見込まれるが、一般廃棄物の減量化やリサイクルの推進により、現状を維持していくことを目標とした。し尿1kl=1tで計算 廃棄物処理事業実態調査(環境省)から記載(前年度分)。 当該年度の数値は市が調査した速報値となります。 次年度、環境省報告により数値が変動する場合があります。

4 平成21年度基本事業の取組方針	5 平成21年度基本事業の取組方針の達成状況
可燃ごみ等の中間処理(焼却)において発生する飛灰固化物を適正に処理するための一般廃棄物管理型最終処分場の整備を行う。 一般廃棄物を適正に処理するため、一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設、し尿処理施設及び一般廃棄物管理型最終処分場など)の処理能力の安定性を確保するとともに、また、周辺地域の環境に影響を及ぼすことがないよう、関係法令に定める環境基準を遵守しながら適正管理に努める。 一般廃棄物(し尿・汚泥を含む。)の中間処理施設(民間施設を含む。)及び最終処分場については、周辺の環境に影響を与えないよう適正な運転管理を行うとともに、処理コストの削減に努める。	一般廃棄物管理型最終処分場の立地可能性調査を開始した。 安定型最終処分場の開場日等の見直しを行い、経費節減・適性処理に努めた。 始良郡西部衛生処理組合に処理を委託していた溝辺地区のし尿及び浄化槽汚泥を市の処理場で処理することにより、経費節減に努めた。

6 平成21年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因
A.市域外で処分される一般廃棄物の割合は、溝辺地区の生し尿・浄化槽汚泥を市域外で処分していたが、市内で処理されるようになったため。 B.一般廃棄物処理施設の環境基準遵守率については、100%の達成率である。 C.1t当たりの一般廃棄物処理コストについては、下水道・浄化槽の普及が進み、収集量が減るかわりに施設の維持管理費がかかったことによる。

7 平成22年度基本事業の取組方針	8 平成23年度に向けた基本事業の課題・方向性
一般廃棄物管理型処分場の立地可能性調査をしていく。	可燃ごみ等の中間処理(焼却)において発生する飛灰固化物を適正に処理するための一般廃棄物管理型最終処分場の整備を行う。【継続】 一般廃棄物(し尿・汚泥を含む。)の中間処理施設(民間施設を含む。)及び最終処分場については、周辺の環境に影響を与えないよう適正な運転管理を行うとともに、引き続き処理コストの削減に努める。【継続】